

公益財団法人全日本軟式野球連盟 一般会員の登録に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下、全軟連という）の理念、目的及び事業に賛同し、協力する一般会員として活動する者が、登録することに関して必要なことを定める。

(登録資格)

第2条 会員として登録できる者は、全軟連規程第3章第7条2にある一般会員と認められた者とする。

(登録申請)

第3条 会員の登録は、支部が毎年度8月末日までに所定の名簿をとりまとめ、提出し、人数分の会費を全軟連の口座へ納入して完了する。

(会員の有効)

第4条 会員の有効期限は1年とする。

2 原則として、会員の有効期限内は、会員の登録抹消はしない。

(登録料)

第5条 会員の登録における登録料は次のとおりとする。

職制	所属	登録料（年間）
理事	全日本軟式野球連盟理事	1000円
監事	全日本軟式野球連盟監事	1000円
評議員	全日本軟式野球連盟評議員	1000円
支部役員	全日本軟式野球連盟支部役員	500円
末端支部役員	全日本軟式野球連盟末端支部役員	500円
団体役員	加盟全国団体役員	500円
連盟公認審判員	全日本軟式野球連盟公認審判員	500円
準会員	上記以外の連盟の目的、事業に賛同する者	500円

2 納入された後、会費は返金しないものとする。

(会員の役割)

第6条 会員として登録した者は、次に掲げる事項について、理解、協力するものとする。

- ① 全軟連の理念、目的及び事業を理解すること。
- ② 支部の運営を通し、全軟連への協力をすること。
- ③ 全軟連支部の役員である自覚と誇りをもつこと。
- ④ 全軟連及び支部の品位を傷つけることのないよう、行動すること。

(全軟連の役割)

第7条 全軟連は、会員として登録した者のために次の役割を担うものとする。

- ① 会員を、全軟連表彰の対象とすること
- ② 会員に対し、全軟連公認の制定品の購入を承認すること
- ③ 会員に対し、名刺への全軟連マークの使用を許可すること
- ④ 会員に対し、連盟主催の講習会、研修会への参加を案内すること

(個人情報の保護)

第8条 全軟連は、個人情報保護規程（平成 25 年 1 月 7 日施行）に基づき、個人情報を適正に取扱うこととする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、会員等の登録に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 20 日より施行する。